

○宇都宮市中央卸売市場業務条例施行規則

昭和50年6月16日

規則第42号

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 市場関係事業者
 - 第1節 卸売業者（第3条—第12条）
 - 第2節 仲卸業者（第13条—第18条）
 - 第3節 売買参加者（第19条・第20条）
 - 第4節 関連事業者（第21条—第25条）
- 第3章 売買取引及び決済の方法（第26条—第45条）
- 第4章 市場施設の使用（第46条—第57条）
- 第5章 監督（第58条・第59条）
- 第6章 市場運営協議会（第60条—第64条）
- 第7章 市場取引委員会（第65条—第70条）
- 第8章 雑則（第71条—第73条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、宇都宮市中央卸売市場業務条例（昭和49年条例第57号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則で使用する用語の意義は、条例の例による。

（令元規則24・一部改正）

第2章 市場関係事業者

第1節 卸売業者

（使用許可申請等）

第3条 条例第7条第1項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 名称及び住所
- (2) 資本金又は出資の額及び役員の名

(3) 卸売の業務を行おうとする取扱品目の部類

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 登記事項証明書

(2) 株主若しくは出資者又は組合員の氏名又は名称及びその持株数又は出資額を記載した書面

(3) 直近の事業年度の事業報告書（許可を受けようとする者が事業の開始後1年を経過していないものである場合にあつては、申請の日を含む事業年度の事業計画書）

(4) 申請者が他の法人に対する支配関係（他の法人に対する関係で、次に掲げるものをいう。）を持っているときは、その法人の名称、住所及び事業内容を記載した書面並びに直近の事業年度の貸借対照表及び損益計算書

ア 申請者がその法人の総株主等の議決権の2分の1以上に相当する議決権を有する関係

イ 申請者の営む卸売の業務に従事している者又は従事していた者が役員の過半数又は代表する権限を有する役員の過半数を占める関係

(5) 役員の住民票の写し

(6) 役員が条例第7条第3項第2号に掲げる者に該当しないことを誓約する書面

(7) 申請者が条例第7条第3項第5号及び第6号に掲げる者に該当しないことを誓約する書面

(8) その他市長が必要と認める書類

3 市長は、条例第7条第1項の許可をしたときは、許可証を申請者に交付する。

（令元規則24・追加）

（保証金の額）

第4条 条例第8条第3項の規則で定める保証金の額は、1,000万円とする。

（令元規則24・旧第6条繰上・一部改正）

（保証金に充てることができる証券の種類及びその価格）

第5条 条例第8条第4項の規則で定める有価証券及びその価格は、次に掲げるとおりとする。

(1) 国債証券 額面金額に相当する額

(2) 地方債証券 額面金額に相当する額

(3) 定期預金証書（質権設定承諾書付き） 額面金額に相当する額

（平12規則18・平13規則12・平19規則92・一部改正、令元規則24・旧第7条繰上・

一部改正)

(卸売業者の事業の譲渡し及び譲受け又は合併若しくは分割の届出)

第6条 条例第11条第1項の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。

- (1) 譲渡人及び譲受人の名称及び住所
- (2) 譲渡する事業に係る取扱品目の部類
- (3) 譲渡し及び譲受けの予定年月日
- (4) 譲渡し及び譲受けをする理由

2 条例第11条第2項の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。

- (1) 合併又は分割の当事者の名称及び住所
- (2) 合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により市場における卸売の業務を承継する法人の名称及び住所並びに当該業務に係る取扱品目の部類
- (3) 合併又は分割の方法及び条件
- (4) 合併又は分割の予定年月日
- (5) 合併又は分割をする理由

(令元規則24・追加)

(事業報告書の作成等)

第7条 条例第12条に規定する事業報告書は、事業年度ごとに、卸売市場法施行規則(昭和46年農林省令第52号)別記様式第2号により作成し、当該事業年度経過後90日以内に、市長に提出しなければならない。

2 条例第12条の規定による事業報告書の閲覧は、事業報告書を当該卸売業者の事務所に備え置くことにより閲覧に供するものとする。

3 条例第12条に規定する規則で定める財務に関する情報は、貸借対照表及び損益計算書とする。

4 条例第12条に規定する規則で定める正当な理由がある場合は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 当該卸売業者に対し卸売のための販売の委託又は販売をする見込みがないと認められる者から閲覧の申出がなされた場合
- (2) 安定的な決済を確保する観点から当該卸売業者の財務の状況を確認する目的以外の目的に基づき閲覧の申出がなされたと認められる場合

(3) 同一の者から短期間に繰り返し閲覧の申出がなされた場合

(令元規則24・追加)

(せり人の届出)

第8条 条例第13条の規定による届出は、市長が定める日現在におけるせり人について、市長が定める日までに、届出者の名称及びせり人の氏名その他市長が定める事項を記載した届出書により行うものとする。

(令元規則24・全改)

(届出事項)

第9条 卸売業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 卸売の業務を開始し、休止し、再開し、又は廃止したとき。
- (2) 名称、住所又は役員に変更があつたとき。
- (3) 取扱品目ごとのせり開始時刻を定め、又は変更したとき。

2 卸売業者又はその清算人は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 卸売業者が解散したとき。
- (2) 卸売業者又はその役員が破産手続開始の決定を受けたとき。
- (3) 卸売業者又はその役員がその業務に関し訴訟の当事者となつたとき、又はその判決があつたとき。

(令元規則24・全改)

(記章等の着用)

第10条 卸売業者は、その役員及び使用人に、市場内においては常に、当該卸売業者を識別できる記章、制服等を着用させなければならない。

2 せり人は、卸売のせり売に従事するときは、せり人であることを識別できる記章、帽子等を着用しなければならない。

(令元規則24・全改)

(開場日等の変更の通知)

第11条 条例第5条第2項の規定により休業日に開場し、又は休業日以外の日に開場しないときは、卸売業者は、直ちに、その旨を業務取扱上必要と認める者に通知しなければならない。

(令元規則24・全改)

(臨時の休業又は営業の届出)

第12条 卸売業者は、開場日に臨時に休業し、又は休業日に臨時に営業しようとするときは、あらかじめ、その期日及び理由を記載した届出書を市長に提出しなければならない。

(令元規則24・全改)

第2節 仲卸業者

(使用許可申請等)

第13条 条例第14条第1項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 名称及び住所
- (2) 資本金又は出資の額及び役員の名
- (3) 仲卸しの業務を行おうとする取扱品目の部類

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 登記事項証明書
- (2) 株主若しくは出資者又は組合員の氏名又は名称及びその持株数又は出資額を記載した書面
- (3) 直近の事業年度の事業報告書(許可を受けようとする者が事業の開始後1年を経過していないものである場合にあつては、申請の日を含む事業年度の事業計画書)
- (4) 役員住民票の写し
- (5) 役員が条例第14条第3項第2号に掲げる者に該当しないことを誓約する書面
- (6) 申請者が条例第14条第3項第5号及び第6号に掲げる者に該当しないことを誓約する書面
- (7) その他市長が必要と認める書類

3 市長は、条例第14条第1項の許可をしたときは、許可証を申請者に交付する。

(令元規則24・追加)

(保証金の額)

第14条 条例第15条第3項の規則で定める保証金の額は、取扱品目の部類ごとに、施設使用料の月額額の3倍とする。

2 前項の保証金の額を計算する場合において、その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を1,000円として計算する。

3 第5条の規定は、第1項の保証金について準用する。この場合において、第5条中「条例第8条第4項」とあるのは、「条例第15条第4項の規定により準用する条例第8条第

4項」と読み替えるものとする。

(令元規則24・旧第18条繰上・一部改正)

(仲卸業者章の交付)

第15条 市長は、仲卸業者が前条の保証金を預託したときは、仲卸業者章を交付する。

2 仲卸業者は、仲卸しの業務に従事するときは、前項の仲卸業者章を着用しなければならない。

3 仲卸業者は、第1項の仲卸業者章を亡失し、又は損傷した場合には、直ちに、その旨を市長に届け出て再交付を受けなければならない。この場合において、仲卸業者は、その実費を弁償しなければならない。

4 仲卸業者は、その資格を失ったときは、遅滞なく、第1項の仲卸業者章を市長に返還しなければならない。

(昭59規則15・一部改正，令元規則24・旧第19条繰上・一部改正)

(仲卸業者の事業の譲渡し及び譲受け又は合併若しくは分割の届出)

第16条 条例第16条第1項の届出については第6条第1項の規定を、条例第16条第2項の届出については第6条第2項の規定を準用する。

(令元規則24・追加)

(届出事項)

第17条 仲卸業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

(1) 仲卸しの業務を開始し、休止し、再開し、又は廃止したとき。

(2) 名称、住所又は役員に変更があつたとき。

2 仲卸業者又はその清算人は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

(1) 仲卸業者が解散したとき。

(2) 仲卸業者が破産手続開始の決定を受けたとき。

(令元規則24・追加)

(事業報告書等の作成等)

第18条 条例第17条に規定する事業報告書は、事業年度ごとに、次に掲げる書類により作成し、当該事業年度経過後90日以内に、市長に提出しなければならない。

(1) 事業の概要書

(2) 貸借対照表

- (3) 損益計算書
- (4) 株主資本等変動計算書
- (5) 勘定科目附属明細書
- (6) 役員及び従業員名簿
- (7) その他市長が必要と認める書類

(令元規則24・追加)

第3節 売買参加者

(承認申請等)

第19条 条例第18条第1項の承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所
- (2) 法人である場合にあつては、資本金又は出資の額及び役員の氏名
- (3) 卸売業者から卸売を受けようとする取扱品目の部類

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる申請者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類を添付しなければならない。

(1) 申請者が法人である場合

ア 登記事項証明書

イ 直近の事業年度の貸借対照表及び損益計算書(承認を受けようとする者が事業の開始後1年を経過していないものである場合にあつては、申請の日を含む事業年度の事業計画書)

ウ 当該法人のため常時売買に参加する者が当該法人の役員又は使用人であることを証する書面

エ 申請者が条例第18条第3項第2号及び第3号に掲げる者に該当しないことを誓約する書面

オ その他市長が必要と認める書類

(2) 申請者が個人である場合

ア 住民票の写し及び資産調書

イ 申請者が条例第18条第3項第2号及び第3号に掲げる者に該当しないことを誓約する書面

ウ その他市長が必要と認める書類

3 市長は、条例第18条第1項の承認をしたときは、承認証及び売買参加者章を申請者に

交付する。

4 売買参加者は、卸売業者が行う卸売に参加するときは、前項の売買参加者章を着用しなければならない。

5 第15条第3項及び第4項の規定は、第3項の売買参加者章の再交付及び返還について準用する。

(昭59規則15・平12規則18・平13規則12・平17規則4・一部改正，令元規則24・旧第24条繰上・一部改正)

(届出事項)

第20条 売買参加者は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

(1) 氏名若しくは名称又は住所に変更があつたとき。

(2) 卸売業者から卸売を受けることを廃止したとき。

2 売買参加者が死亡し、又は解散したときは、その相続人又は清算人は、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

(令元規則24・追加)

第4節 関連事業者

(昭54規則45・改称)

(関連事業者の業務)

第21条 条例第2条第6号に規定する規則で定める業務は、次に掲げるとおりとする。

(1) 食料品卸売業

(2) 精算代払業

(3) 飲食業

(4) 必要品販売業

(5) 金融業

(6) その他市場機能の充実に資するため、又は市場の利用者に便益を提供するため市長が必要と認める業務

(令元規則24・追加)

(使用許可申請等)

第22条 条例第20条第1項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

(1) 氏名又は名称及び住所

(2) 法人である場合にあつては、資本金又は出資の額及び役員の名

(3) 市場において行おうとする業務の内容

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる申請者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類を添付しなければならない。

(1) 申請者が法人である場合

ア 登記事項証明書

イ 市場において行おうとする業務に係る直近の事業報告書(許可を受けようとする者が事業の開始後1年を経過していないものである場合にあつては、申請の日を含む事業年度の事業計画書)

ウ 代表者及び現場責任者の住民票の写し

エ 役員が条例第20条第2項第2号に掲げる者に該当しないことを誓約する書面

オ 申請者が条例第20条第2項第4号及び第5号に掲げる者に該当しないことを誓約する書面

カ その他市長が必要と認める書類

(2) 申請者が個人である場合

ア 履歴書及び住民票の写し

イ 市場において行おうとする業務に係る直近の事業報告書(許可を受けようとする者が事業の開始後1年を経過していないものである場合にあつては、申請の日を含む事業年度の事業計画書)

ウ 申請者が条例第20条第2項第1号、第2号、第4号及び第5号に掲げる者に該当しないことを誓約する書面

エ その他市長が必要と認める書類

3 市長は、条例第20条第1項の許可をしたときは、許可証を申請者に交付する。

(令元規則24・追加)

(保証金の額)

第23条 条例第21条第3項の規則で定める保証金の額は、施設使用料の月額額の3倍とする。

ただし、当該保証金の額が100万円を超えるものにあつては、市長が別に定める。

2 第5条及び第14条第2項の規定は、前項の保証金について準用する。この場合において、第5条中「条例第8条第4項」とあるのは、「条例第21条第4項の規定により準用する条例第8条第4項」と読み替えるものとする。

(平12規則18・一部改正、令元規則24・旧第28条繰上・一部改正)

(届出事項)

第24条 関連事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 関連事業者の業務を開始し、休止し、再開し、又は廃止したとき。
- (2) 氏名若しくは名称、住所又は役員に変更があつたとき。

2 関連事業者又はその相続人若しくは清算人は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 関連事業者が死亡し、又は解散したとき。
- (2) 関連事業者が破産手続開始の決定を受けたとき。

(令元規則24・追加)

(事業報告書等の作成等)

第25条 条例第23条に規定する事業報告書は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日（以下この項において「作成基準日」という。）現在において作成し、作成基準日経過後90日以内に、市長に提出しなければならない。

- (1) 法人である関連事業者 毎事業年度の末日
- (2) 個人である関連事業者 毎年12月31日

2 前項に規定する事業報告書は、次の各号に掲げる関連事業者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類により作成するものとする。

- (1) 関連事業者が法人である場合
 - ア 事業の概要書
 - イ 貸借対照表
 - ウ 損益計算書
 - エ 株主資本等変動計算書
 - オ 勘定科目附属明細書
 - カ 役員及び従業員名簿
 - キ その他市長が必要と認める書類
- (2) 関連事業者が個人である場合
 - ア 税務申告書の写し
 - イ その他市長が必要と認める書類

(令元規則24・追加)

第3章 売買取引及び決済の方法

(受託物品の即日販売等)

第26条 卸売業者は、当日の卸売開始時刻までに受領した受託物品は、その日のうちに上場して卸売しなければならない。ただし、委託者の指示がある場合又は市長が特別の事由があると認める場合は、この限りでない。

(令元規則24・旧第30条繰上・一部改正)

(上場の順位)

第27条 生鮮食料品等の上場は、同一品目の市場到着順に行うものとする。

2 卸売業者は、同一品目に属する受託物品と自己の計算による生鮮食料品等とが同時に到着したときは、受託物品を先に上場するものとする。

(平28規則52・一部改正、令元規則24・旧第31条繰上・一部改正)

(上場の単位)

第28条 卸売業者は、上場物品の単位を決定し、又は変更したときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

2 市長は、取引の適正かつ効率的な流通の確保を図るため必要があると認めるときは、卸売業者に対し、上場物品の単位の変更を命ずることができる。

(昭59規則15・一部改正、令元規則24・旧第32条繰上・一部改正)

(現品又は見本による卸売の原則)

第29条 卸売業者が市場において行う卸売は、現品又は見本をもつてするものとする。

2 卸売業者は、見本又は銘柄による卸売をする場合には、卸売開始時刻前に生鮮食料品等の品目、産地、出荷者、荷印、等級、数量その他卸売に必要な事項を卸売場の所定の場所に掲示しなければならない。

(平17規則8・一部改正、令元規則24・旧第33条繰上・一部改正)

(生鮮食料品等の配列)

第30条 卸売業者は、せり売又は入札の方法により卸売をするときは、卸売開始時刻前に仲卸業者及び売買参加者が当該生鮮食料品等の下見が十分できるように、当該生鮮食料品等を卸売場に配列しなければならない。

2 仲卸業者及び売買参加者は、現品又は見本の下見を行い、取引の円滑化に努めなければならない。

(令元規則24・旧第34条繰上・一部改正)

(売買取引の単位)

第31条 売買取引の単位は、重量によるものとする。

(昭59規則15・一部改正, 令元規則24・旧第35条繰上・一部改正)

(卸売業者による売買取引の方法の公表)

第32条 条例第25条第3項の規定による公表は、インターネットを利用する方法又は売買取引の方法を記載した書面を当該卸売業者の事務所において閲覧に供する方法により行うものとする。

(令元規則24・追加)

(受託拒否できる正当な理由)

第33条 条例第27条に規定する規則で定める正当な理由がある場合は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 販売の委託の申込みがあつた生鮮食料品等が食品衛生上有害である場合
- (2) 販売の委託の申込みがあつた生鮮食料品等が市場において過去に全て残品となり、販売に至らなかつた生鮮食料品等と品質が同程度であると市長が認める場合
- (3) 卸売場、倉庫、冷蔵庫その他の卸売業者が市場における卸売の業務のために使用する施設の受入能力を超える場合
- (4) 販売の委託の申込みがあつた生鮮食料品等に関し、法令に違反し、若しくは公益に反する行為の疑いがある場合又は販売を制限する行政機関の指示若しくは命令があつた場合
- (5) 販売の委託の申込みが条例第30条の規定により卸売業者が公表した売買取引の条件に適合しない場合
- (6) 販売の委託の申込みが市場以外の場所における売買取引の残品の出荷であることが明白であり、かつ、同様の申込みが同一の者により相当程度の量で繰り返行われた場合
- (7) 販売の委託の申込みが次に掲げる者から行われたものである場合
 - ア 宇都宮市暴力団排除条例（平成23年条例第37号）第2条第4号に規定する暴力団員等（以下この号において「暴力団員等」という。）に該当する者
 - イ 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用する者
 - ウ 暴力団員等がその事業活動を支配する者

(令元規則24・追加)

(仲卸業者及び売買参加者以外の者に対する卸売の報告)

第34条 条例第28条の規定による報告は、毎月10日までに、その月の前月中に卸売をした生鮮食料品等について、次に掲げる事項を記載した報告書により行うものとする。

- (1) 取扱品目の別
- (2) 売買取引の方法の別
- (3) 卸売の数量及び卸売金額
- (4) その他市長が必要と認める事項

(令元規則24・追加)

(売買取引の条件の公表)

第35条 条例第30条に規定する公表は、次に掲げる事項について、インターネットを利用する方法又は当該事項を記載した書面を当該卸売業者の事務所において閲覧に供する方法により行うものとする。

- (1) 営業日及び営業時間
- (2) 取扱品目
- (3) 生鮮食料品等の引渡しの方法
- (4) 委託手数料その他の生鮮食料品等の卸売に関し出荷者又は買受人が負担する費用の種類、内容及びその額
- (5) 生鮮食料品等の卸売代金の支払期日及び支払方法（条例第38条第1項及び第2項に規定する決済の方法に則したものに限る。）
- (6) 売買取引に関し、出荷者又は買受人に交付する奨励金その他の卸売代金以外の金銭がある場合には、その種類、内容（その交付の基準を含む。）及びその額

(令元規則24・追加)

(受託物品の受領通知)

第36条 卸売業者は、受託物品を受領したときは、直ちに、委託者に対して受託物品の種類、数量、品質及び受領した日時を物品受領通知書により通知しなければならない。ただし、受領した日から3日以内に売買仕切書を発送するときは、この限りでない。

(昭59規則15・一部改正，令元規則24・旧第50条繰上・一部改正)

(受託物品の確認)

第37条 条例第31条第1項及び第2項に規定する確認は、確認を申し出た者が立会いの上、当該生鮮食料品等の種類、数量、等級、重量、品質及び原産地の表示等について行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、条例第31条第2項の確認は、確認を申し出た者が送付（電子情報処理組織その他の情報通信技術を利用した送付を含む。）した写真を検査する方法により行うことができる。

3 市長は、第1項の確認の結果受託物品に異状を認めるときは、確認証を申請者に交付する。

4 卸売業者は、前項に規定する確認証の交付を受けたときは、その検査結果を物品受領通知書又は売買仕切書に付記しなければならない。

(昭59規則15・平17規則8・一部改正, 令元規則24・旧第51条繰上・一部改正)

(売買仕切書)

第38条 卸売業者は、受託物品の卸売をしたときは、委託者に対し、当該受託物品について次に掲げる事項(当該委託者の責めに帰すべき理由により条例第39条ただし書の規定による卸売代金の変更をしたものについては、当該変更に係る次に掲げる事項)を記載した売買仕切書を送付しなければならない。

(1) 品目、等級、単価及び数量

(2) 前号の単価に前号の数量を乗じて得た額及びその額に100分の8(軽減対象資産以外のものにあつては、100分の10)を乗じて得た額並びにこれらの合計額

(3) 委託手数料並びに当該卸売に係る費用のうち委託者の負担となる費用の項目及びその額(消費税額及び地方消費税額を含む。)

(4) 第2号に規定する合計額から前号に規定する額を控除した額

(令元規則24・追加)

(卸売をした生鮮食料品等の相手方の明示及び引取り)

第39条 卸売業者は、卸売をした生鮮食料品等の買受人が明らかになるように措置しておかなければならない。

2 買受人は、速やかに、卸売業者から買い受けた生鮮食料品等(以下「買受物品」という。)を引き取らなければならない。

3 卸売業者は、買受人が買受物品の引取りを怠つたと認めるときは、その買受物品を当該買受人の費用で保管し、又は催告をしないで他の者に卸売をすることができる。

4 前項に規定する買受物品の引取りを怠つたと認めるときは、次の各号のいずれかに該当するときとする。

(1) 卸売業者が引渡しの準備を完了し、買受人に引取りを請求したにもかかわらず、買受人が正当な理由がなくこれを引き取らないとき。

(2) 買受人の所在が不明で、引取りの請求ができないとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、買受人に不当又は不正な行為があつたと市長が認めるとき。

5 第3項の規定により他の者に卸売をした場合において差損金を生じたときは、当該引取りを怠った買受人がこれを負担しなければならない。

6 第3項の規定による保管の費用は、買受人がその買受物品を引き取つたときに、前項の差損金は、卸売業者が他の者に卸売をしたときに、これを支払わなければならない。

(令元規則24・追加)

(販売原票の作成等)

第40条 卸売業者は、物品の卸売をしたときは、直ちに、次に掲げる事項を記載した販売原票を電磁的記録により作成し、これを市長に提出しなければならない。

- (1) 品名、産地、等級、単価及び数量
- (2) 卸売金額、販売方法及び買受人の名称
- (3) 出荷者の名称及び委託又は買付けの別
- (4) その他市長が必要と認める事項

2 卸売業者は、前項に規定する販売原票に基づき売渡票を作成し、買受人に交付しなければならない。

(昭59規則15・一部改正、令元規則24・旧第60条繰上・一部改正)

(卸売業者以外の者からの買入れ販売の報告)

第41条 条例第32条の規定による報告は、毎月10日までに、その月の前月中に販売した生鮮食料品等について、次に掲げる事項を記載した報告書により行うものとする。

- (1) 品名
- (2) 販売した数量及び販売金額
- (3) 販売の相手方
- (4) 売上高
- (5) その他市長が必要と認める事項

(令元規則24・追加)

(卸売の結果等の報告)

第42条 条例第35条第1項の規定による報告は、毎開場日の午前5時までに、次に定めるところにより行うものとする。

- (1) 主要な産地と併せて報告すること。
- (2) 売買取引の方法の別に区分して行うこと。

2 条例第35条第2項の規定による報告は、毎開場日の正午までに、次に定めるところにより行うものとする。

- (1) 主要な産地と併せて報告すること。
- (2) 売買取引の方法の別に区分して行うこと。
- (3) 卸売価格を高値（最も高い価格をいう。以下同じ。）、中値（最も卸売の数量が多い価格をいう。ただし、個々の商品ごとに価格を決定する品目については、加重平均価格をいう。以下同じ。）及び安値（中値未満の価格のうち、最も卸売の数量が多い価格をいう。ただし、個々の商品ごとに価格を決定する品目については、最も低い価格をいう。以下同じ。）に区分して行うこと。

3 条例第35条第3項の規定による報告は、毎月10日までに、その月の前月中に卸売をした生鮮食料品等について、次に掲げる事項を記載した報告書により行うものとする。

- (1) 取扱品目の別
- (2) 売買取引の方法の別
- (3) 卸売の数量及び卸売金額
- (4) その他市長が必要と認める事項

（令元規則24・追加）

（卸売業者による卸売の結果等の公表）

第43条 条例第36条第1項の規定による公表は、毎開場日の午前5時までに、次に定めるところにより行うものとする。

- (1) 主要な産地と併せて公表すること。
- (2) 売買取引の方法の別に区分して行うこと。

2 条例第36条第2項の規定による公表は、毎開場日の正午までに、次に定めるところにより行うものとする。

- (1) 主要な産地と併せて公表すること。
- (2) 売買取引の方法の別に区分して行うこと。
- (3) 卸売価格を高値、中値及び安値に区分して行うこと。

3 条例第36条第3項の規定による公表は、毎月10日までに行うものとする。

4 条例第36条第1項から第3項までの規定による公表は、インターネットを利用する方法又は卸売場の所定の場所に掲示する方法により行うものとする。

（令元規則24・追加）

（開設者による卸売の結果等の公表）

第44条 条例第37条第1項の規定による公表は、毎開場日の午前5時までに、主要な産地並びに前開場日の主要な品目の卸売の数量及び卸売金額と併せて行うものとする。

2 条例第37条第2項の規定による公表は、毎開場日の正午までに、売買取引の方法ごとに、卸売価格を高値、中値及び安値に区分して行うものとする。

3 条例第37条第1項及び第2項の規定による公表は、インターネットを利用する方法又は卸売場の所定の場所に掲示する方法により行うものとする。

(令元規則24・追加)

(卸売代金の変更)

第45条 条例第39条ただし書の正当な理由があると認めるときとは、次の各号のいずれかに該当し、かつ、市長の指定する検査員の確認を受けたときとする。

(1) 市場取引の経験から予見できないかしがあつて、見本と現品の内容が著しく相違しているとき。

(2) 委託者が故意又は過失により粗悪品を混入し、選別不十分と認められるとき。

(3) 表示された量目と内容量が著しく相違しているとき。

(4) せり人又は販売担当者の故意又は過失により、見本と現品の内容が著しく相違しているとき。

2 前項の確認は、確認を申し出た者が立会いの上で行うものとする。

3 市長は、第1項の確認を終了したときは、確認証を申請者に交付する。

(昭59規則15・一部改正, 令元規則24・旧第69条繰上・一部改正)

第4章 市場施設の使用

(平17規則8・旧第4章繰下, 令元規則24・旧第5章繰上)

(使用期間)

第46条 市場施設の使用期間は、3年とする。

2 前項の使用期間は、同項の期間を超えない範囲内において、更新することができる。

3 次の各号に掲げる区分に応じそれぞれ当該各号に定める規定は、前項の使用期間の更新について準用する。ただし、第3条第2項各号、第13条第2項各号又は第22条第2項各号に掲げる書類については、既に市長に提出されている当該書類の内容に変更がないときは、当該内容に変更がない書類の添付を省略することができる。

(1) 卸売業者 第3条の規定

(2) 仲卸業者 第13条の規定

(3) 関連事業者 第22条の規定

(令元規則24・旧第72条繰上・一部改正)

(市場施設の使用上の義務)

第47条 使用者は、次に定めるところにより、市場の清潔を保持しなければならない。

- (1) 容器その他の用具等を整頓し、これらを使用許可を受けた市場施設以外の場所へ放置しないこと。
- (2) 使用許可を受けた市場施設及びその周囲を清掃し、廃棄物を所定の場所に集積すること。
- (3) 廃棄物を適正に処理すること。
- (4) 保健衛生上必要があると認められる場合は、消毒等の予防措置をとること。

2 共同して市場施設を使用する場合は、前項に掲げる清潔の保持は、その共同使用者が連帯して行わなければならない。

3 前項の共同使用者は、清潔の保持に関する責任者及び費用の分担その他必要な事項を定め、市長に届け出なければならない。

(令元規則24・追加)

(原状変更の許可申請)

第48条 使用者は、条例第40条第3項の許可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所
- (2) 原状変更の内容及びその理由
- (3) 変更開始予定年月日
- (4) その他市長が必要と認める事項

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 設計図
- (2) 仕様書
- (3) 費用見積書
- (4) その他市長が必要と認める書類

3 条例第40条第3項の許可を受けた者は、工事完了後遅滞なく、工事完了届を市長に提出して、その検査を受けなければならない。

(令元規則24・追加)

(市場施設の返還)

第49条 使用者は、条例第41条第1項の規定又は自己都合により市場施設を返還しようとするときは、その旨を市長に届け出なければならない。

2 市場施設を返還すべき者が、市長の指定する期日までにこれを返還しないときは、その

期日の翌日から返還を完了する日までの施設使用料相当額(返還の遅延により市に損害を与えた場合には、その損害額を加算した額)を賠償しなければならない。

(令元規則24・追加)

(使用料)

第50条 条例第43条第1項に規定する使用料のうち月額による使用料について、その市場施設の使用期間が1か月に満たないとき又はその期間に1か月に満たない端数があるときは、使用料の額は、1か月を30日として日割計算するものとする。

2 市場施設の使用面積が1平方メートル未満のとき又はその面積に1平方メートル未満の端数があるときは、その面積又は端数面積を1平方メートルとして計算する。

(平元規則12・平7規則4・一部改正, 令元規則24・旧第79条繰上・一部改正)

(使用者負担の費用)

第51条 条例第43条第2項に規定する規則で定める費用は、市場施設において使用する電気、ガス、水道、下水道、冷房、暖房及び電話(以下「電気等」という。)の費用、これらの設備の管理等に要する費用並びに市場施設の構造上重要でない部分の修繕等に要する費用であつて、次に掲げるものとする。

(1) 使用許可を受けた市場施設内において使用するもの(共同により使用する市場施設を含む。)

(2) 前号の市場施設以外の市場施設において、特に使用許可を受けて使用するもの

2 前項の費用の算定は、計器による。ただし、これにより難いときは、市長の定める認定方法による。

3 市長は、使用者がその使用に係る第1項の費用を滞納したときは、当該市場施設の電気等の使用を停止することができる。

(昭63規則19・平12規則18・一部改正, 令元規則24・旧第80条繰上・一部改正)

(使用料の納付)

第52条 月額による使用料は、毎月分をその月の末日(売上高使用料にあつては、毎月分を翌月25日)までに納付しなければならない。

2 月額による使用料以外の使用料は、市長が定める日までに納付しなければならない。

3 月の中途において使用を終わるものの月額使用料は、使用終了の日までに納付しなければならない。

4 前3項に定めるもののほか、市長が特別の理由があると認める場合は、その納期を別に指定する。

(昭56規則12・一部改正, 令元規則24・旧第81条繰上・一部改正)

(使用料の減免)

第53条 条例第43条第3項に規定する特別の理由があると認めるときは, 次に掲げるとおりとする。

- (1) 使用者の責めに帰さない事由により, 3日以上にわたつて市場施設を使用できないとき。
- (2) 条例第42条第4項に規定する使用停止の期間が引き続き3日以上にわたつたとき。
- (3) 使用者が国又は地方公共団体であるとき。
- (4) 市長の指導の下に市場における業務を補佐し, 又は代行することを主たる目的とする団体において, その業務の用に供するとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか, 市長が公益上必要があると認めるとき。

2 条例第43条第3項の規定による使用料の減免を受けようとする者は, 次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所
- (2) 減免を受けようとする理由
- (3) 減免を受けようとする市場施設の面積及びその使用料の額
- (4) その他市長が必要と認める事項

(令元規則24・追加)

(卸売業者, 仲卸業者及び関連事業者以外の者の使用許可申請等)

第54条 条例第44条第1項の許可を受けようとする者は, 次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所
- (2) 使用施設の種類及び面積
- (3) 使用の目的及び期間
- (4) その他市長が必要と認める事項

2 前項の申請書には, 次の各号に掲げる申請者の区分に応じ, それぞれ当該各号に定める書類を添付しなければならない。

- (1) 申請者が法人である場合

ア 登記事項証明書

イ 直近の事業年度の事業報告書(許可を受けようとする者が事業の開始後1年を経過していないものである場合にあつては, 申請の日を含む事業年度の事業計画書)

ウ 代表者及び現場責任者の住民票の写し

エ 申請者が条例第44条第2項第4号及び第5号に掲げる者に該当しないことを誓約する書面

オ その他市長が必要と認める書類

(2) 申請者が個人である場合

ア 履歴書及び住民票の写し

イ 直近の事業年度の事業報告書(許可を受けようとする者が事業の開始後1年を経過していないものである場合にあつては、申請の日を含む事業年度の事業計画書)

ウ 申請者が条例第44条第2項第4号及び第5号に掲げる者に該当しないことを誓約する書面

エ その他市長が必要と認める書類

3 使用期間が1月を超えない場合には、前項に規定する書類を省略することができる。

4 市長は、条例第44条第1項の許可をしたときは、許可証を申請者に交付する。

(令元規則24・追加)

(保証金)

第55条 条例第44条第3項の規定により読み替えて準用する条例第21条第3項の規則で定める保証金の額は、施設使用料の月額額の3倍とする。ただし、使用期間が1月を超えない場合には、免除することができる。

2 第5条及び第14条第2項の規定は、前項に規定する保証金について準用する。この場合において、第5条中「条例第8条第4項」とあるのは、「条例第44条第3項の規定により準用する条例第21条第4項の規定により準用する条例第8条第4項」と読み替えるものとする。

(令元規則24・追加)

(使用期間等)

第56条 第46条から第53条までの規定は、条例第44条第1項の許可について準用する。

(令元規則24・追加)

(目的外使用)

第57条 第46条から第55条までの規定は、条例第45条第1項の許可について準用する。

(令元規則24・追加)

第5章 監督

(令元規則24・追加)

(卸売業者及び仲卸業者の財産に関する改善措置命令)

第58条 条例第47条の規定により同条第1号に規定する卸売業者の財産に関し必要な改善措置をとるべき旨を命ずることができる場合は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 経常損失が連続する3以上の事業年度において生じた場合
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める場合

2 条例第47条の規定により同条第2号に規定する仲卸業者の財産に関し必要な改善措置をとるべき旨を命ずることができる場合は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 経常損失が連続する3以上の事業年度において生じた場合
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める場合

(令元規則24・追加)

(その他の改善措置命令)

第59条 条例第47条の規定により必要な改善措置を取るべき旨を命ずることが出来る場合(前条に規定する場合を除く。)は、市長が必要と認める場合とする。

(令元規則24・追加)

第6章 市場運営協議会

(平12規則18・改称, 平17規則8・旧第5章繰下, 令元規則24・旧第7章繰上)

(委員の任期)

第60条 協議会の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員のうち、市議会議員の身分を有する者の任期は、第1項の規定にかかわらず、当該議員の在職期間とする。

(昭59規則15・一部改正, 令元規則24・旧第84条繰上・一部改正)

(会長の選任及び職務)

第61条 協議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する委員のうちから、会長が定める順序により、その委員がその職務を代理する。

(平12規則18・一部改正, 令元規則24・旧第86条繰上・一部改正)

(会議)

第62条 協議会の会議は、会長が招集する。

- 2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(令元規則24・旧第87条繰上・一部改正)

(関係者の出席等)

第63条 協議会において必要があると認めるときは、会長は、関係者に、出席を求めてその意見を述べさせ、若しくは説明させ、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(令元規則24・追加)

(協議会の運営)

第64条 この章に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

(令元規則24・追加)

第7章 市場取引委員会

(令元規則24・追加)

(委員会の所掌事務)

第65条 委員会は、次に掲げる事項を調査審議し、市長に意見を述べることができる。

- (1) 卸売の業務に係る売買取引及び決済の方法
- (2) 卸売の業務に係る品質管理の方法
- (3) 卸売業者、仲卸業者及び売買参加者に関する事項
- (4) 市場における公正かつ効率的な売買取引に関し必要と認められる事項

(令元規則24・追加)

(組織)

第66条 委員会の委員は、卸売業者、仲卸業者及び売買参加者のうちから、市長が委嘱する。

(令元規則24・追加)

(委員の任期)

第67条 委員会の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

(令元規則24・追加)

(委員長を選任及び職務)

第68条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(令元規則24・追加)

(会議)

第69条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 卸売業者、仲卸業者、売買参加者その他市場の業務に関係する者は、委員長に、第65条各号に掲げる事項に関する会議の招集を請求することができる。

3 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

4 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

5 委員長は、審議結果について市長に意見を述べる場合には、委員の少数意見にも配慮して行うものとする。

6 第63条（次条第2項において準用する場合を含む。）の規定は、委員会について準用する。

(令元規則24・追加、令3規則37・一部改正)

(会議の特例)

第69条の2 第62条第1項及び前条第1項の規定にかかわらず、会長又は委員長は、災害の発生、感染症のまん延の防止その他の理由により、会議を招集することが困難な場合その他やむを得ない理由があると認めるときは、議事の概要を記載した書面又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）を協議会又は委員会の各委員に回付し、賛否を問い、会議に代えることができる。

2 第62条第2項及び第3項、第63条並びに前条第2項から第4項までの規定は、前項の場合について準用する。この場合において、第62条第2項中「協議会は」とあるのは「協議会の審議は」と、「出席しなければ会議を開くことができない」とあるのは「書面又は電磁的記録により回答しなければ、成立しない」と、同条第3項中「出席委員」とあるのは「書面又は電磁的記録により回答のあった委員」と、第63条中「出席を求めてその意見を述べさせ、若しくは説明させ、」とあるのは「書面又は電磁的記録による意見若しくは説明」と、前条第2項中「招集」とあるのは「書面又は電磁的記録を回付する方法による開催」と、同条第3項中「委員会は」とあるのは「委員会の審議は」と、「出席しなけ

れば会議を開くことができない」とあるのは「書面又は電磁的記録により回答しなければ、成立しない」と、同条第4項中「出席委員」とあるのは「書面又は電磁的記録により回答のあった委員」と読み替えるものとする。

(令3規則37・追加)

(委員会の運営)

第70条 この章に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮つて定める。

(令元規則24・追加)

第8章 雑則

(平17規則8・旧第6章線下)

(卸売業者に事故があるときの措置)

第71条 卸売業者は、その許可の取消しその他の行政処分を受け、又はその他の理由で卸売の業務の全部又は一部を行うことができなくなつたときは、直ちに、未販売の受託物品についてその品目、数量、委託者その他受託に関する事項を市長に報告しなければならない。この場合において、市長は、当該卸売業者に対し販売の委託があり、又は販売の委託の申込みのあつた生鮮食料品等について、他の卸売業者にその卸売の業務を行わせるものとする。

- 2 市長は、前項の卸売の業務を行わせる卸売業者がない又は他の卸売業者に行わせることが不適当と認めるときは、自らその卸売の業務を行うものとする。
- 3 市長は、前項の規定により、自ら卸売の業務を行う場合には、せり人を臨時に使用することができる。
- 4 前3項の規定は、市場に出荷された生鮮食料品等について、委託の引受けをする卸売業者がない場合又は不明な場合について準用する。

(令元規則24・追加)

(様式)

第72条 この規則に規定する申請書等の様式は、別に定める。

(昭59規則15・追加、令元規則24・旧第96条の2線上一)

(委任)

第73条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

(令元規則24・旧第97条線上一)

附 則抄

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和52年9月20日規則第49号）

この規則は、宇都宮市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例（昭和52年条例第39号）の施行の日から施行する。

（施行日 昭和52年11月22日）

附 則（昭和53年9月28日規則第61号）

この規則は、宇都宮市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例（昭和53年条例第34号）の施行の日から施行する。

（施行日 昭和53年12月15日）

附 則（昭和54年9月26日規則第45号）抄

1 この規則は、宇都宮市中央卸売市場業務条例等の一部を改正する条例（昭和54年条例第21号）の施行の日から施行する。

（施行日 昭和54年9月26日）

附 則（昭和55年3月21日規則第15号）

この規則は、宇都宮市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例（昭和55年条例第16号）の施行の日から施行する。

（施行日 昭和55年3月28日）

附 則（昭和56年3月24日規則第12号）

この規則中第26条及び第81条の改正規定は昭和56年4月1日から、別表の改正規定は宇都宮市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例（昭和56年条例第16号）の施行の日から施行する。

（施行日 昭和56年4月1日）

附 則（昭和59年3月21日規則第15号）

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則施行の際、現に関係機関又は関係団体の役職員の身分を有する委員の任期は、改正後の宇都宮市中央卸売市場業務条例施行規則第84条の規定にかかわらず、昭和60年5月31日までとする。

附 則（昭和61年12月19日規則第57号）

この規則は、宇都宮市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例（昭和61年条例第45号）の施行の日から施行する。

（施行日 昭和61年12月27日）

附 則（昭和62年9月25日規則第45号）

この規則は、宇都宮市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例（昭和62年条例第33号）の施行の日から施行する。

（施行日 昭和62年9月25日。ただし、別表第3中冷蔵庫使用料の部青果棟卸売場冷蔵施設の項の改正規定は、昭和62年12月1日）

附 則（昭和63年3月31日規則第19号）

この規則は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則（平成元年3月23日規則第12号）

この規則は、宇都宮市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例（平成元年条例第36号）の施行の日から施行する。

（施行日 平成元年4月1日）

附 則（平成6年6月22日規則第35号）

この規則は、宇都宮市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例（平成6年条例第31号）の施行の日から施行する。

附 則（平成7年3月20日規則第4号）

この規則は、宇都宮市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例（平成7年条例第18号）の施行の日から施行する。

（施行日 平成7年4月10日）

附 則（平成9年3月24日規則第6—2号）

この規則は、宇都宮市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例（平成9年条例第17号）の施行の日から施行する。

附 則（平成10年3月31日規則第11号）

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成12年3月24日規則第18号）

この規則は、宇都宮市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例（平成12年条例第27号）の施行の日から施行する。

附 則（平成13年3月23日規則第12号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成13年6月22日規則第31号）

この規則は、宇都宮市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例（平成13年条例第25号）の施行の日から施行する。

(施行日 平成13年6月22日)

附 則 (平成16年12月28日規則第50号)

この規則は、平成17年1月1日から施行する。

附 則 (平成17年3月7日規則第4号)

この規則は、平成17年3月7日から施行する。

附 則 (平成17年3月25日規則第8号)

この規則は、宇都宮市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例 (平成17年条例第20号) の施行の日から施行する。

(施行日 平成17年4月1日)

附 則 (平成18年3月24日規則第16号)

この規則は、会社法 (平成17年法律第86号) の施行の日から施行する。

(施行日 平成18年5月1日)

附 則 (平成19年9月29日規則第92号)

この規則は、平成19年9月30日から施行する。

附 則 (平成20年12月25日規則第65号)

(施行期日)

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日から起算して40日を経過する日までの間に適用を開始しようとする委託手数料の率の届出については、改正後の第65条中「適用しようとする日 (原則として4月1日とする。) の40日前まで」とあるのは「適用しようとする日以前」とする。

附 則 (平成28年9月27日規則第52号)

この規則は、宇都宮市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例 (平成28年条例第49号) の施行の日から施行する。

(施行日 平成29年2月3日)

附 則 (令和元年12月19日規則第24号)

この規則は、令和2年6月21日から施行する。

附 則 (令和3年12月21日規則第37号)

この規則は、令和3年12月22日から施行する。